

第3回調布市民プールに関するあり方検討委員会資料 (サマリー)

令和7年10月8日(水)
午後2時00分～

背景と経緯

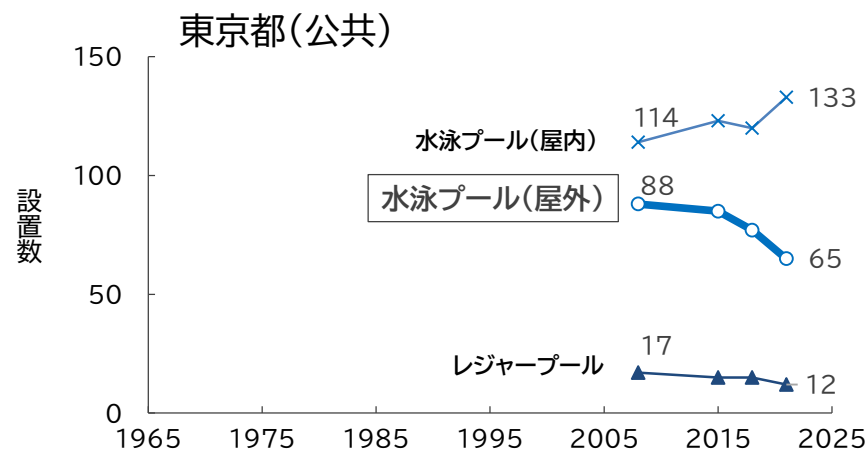
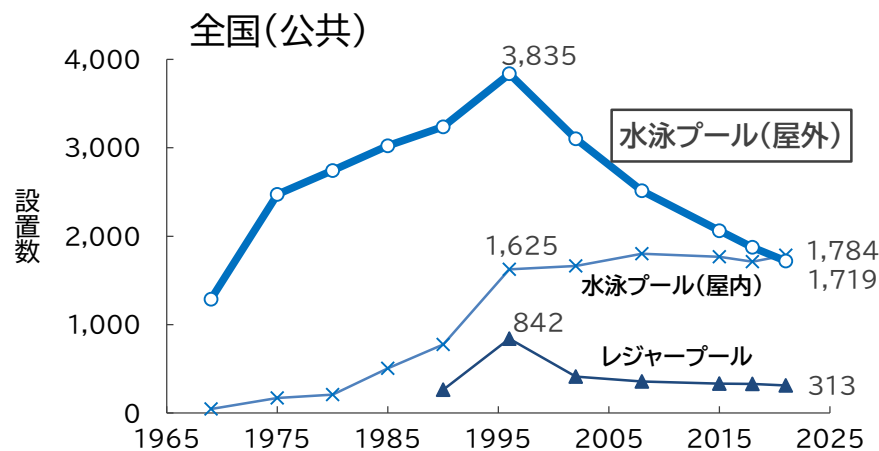
- 調布市民プールは、設置から50年以上が経過した令和5（2023）年10月、施設点検の際に50mプールの水位が低下する事象が確認されました。これを受け、劣化度調査を実施した結果、各種施設設備で劣化事象が確認され、50mプールなど劣化が著しく顕在化し、放置すると設備によっては故障や漏水の増加などで施設が使用不可となるなど、緊急対応が必要と判断される部位もありました。
- これらの改修・更新には数千万円単位の多額の費用が必要になるほか、近年の気候変動による猛暑日の増加など、屋外プールをめぐる環境の変化に伴う様々な課題もあることから、こうした状況を総合的に勘案し、令和7（2025）年度以降、当面の間は市民プールの開設を中止することとしています。

策定の目的

- 背景・経緯を踏まえ、調布市民プールのあり方について、施設・設備の老朽化や屋外プールをめぐる環境の変化に伴う様々な課題、市民意見等を踏まえながら、多角的な視点から市民プールのあり方について検討し、市としての基本的な考え方を整理するものです。

社会情勢の変化

- 1970年代以降、レジャーブームの定着や第二次ベビーブーム世代の増加を背景として、主に子どもや家族をターゲットとした公営プール(主に屋外)が全国で次々と整備されました。
- その後1980年代からスイミングスクールやスポーツクラブ等の民間プール(主に屋内)が各地で整備されたことで、夏季のみしか利用できない屋外プールの需要を奪い、さらにはバブル崩壊やレジャーの多様化、猛暑やゲリラ豪雨など異常気象の増加もあり利用者が減少し、自治体の財政難も相まって減少の一途をたどっています。



<調査におけるプール施設の定義>

水泳プール(屋内) : 水面積150㎡以上のもの

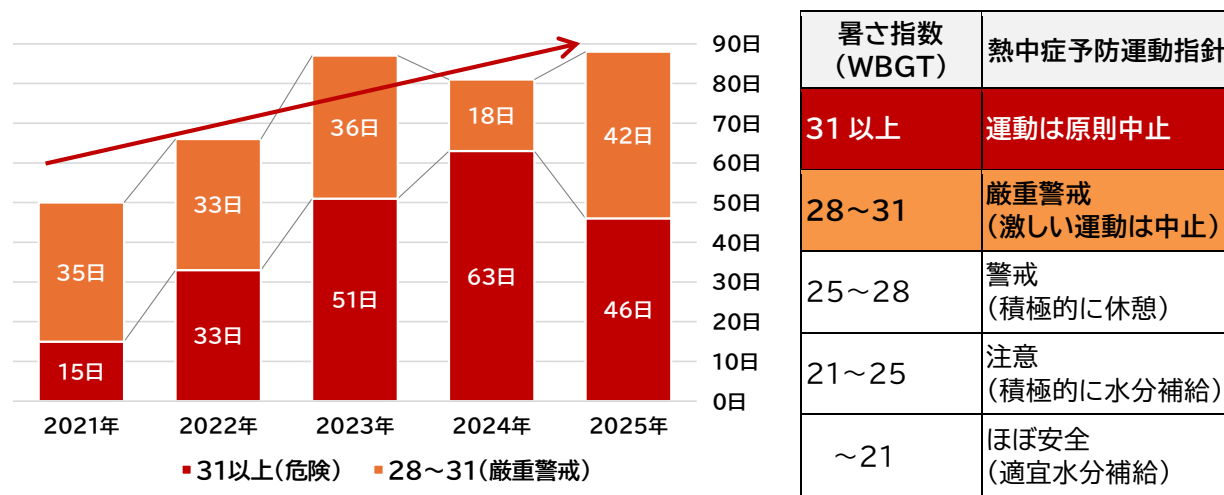
水泳プール(屋外) : 水面積150㎡以上のもの

レジャープール : 流水プール、造波プールなどで、レジャープールとして使用されるもの

出典: 体育・スポーツ施設現況調査(スポーツ庁)

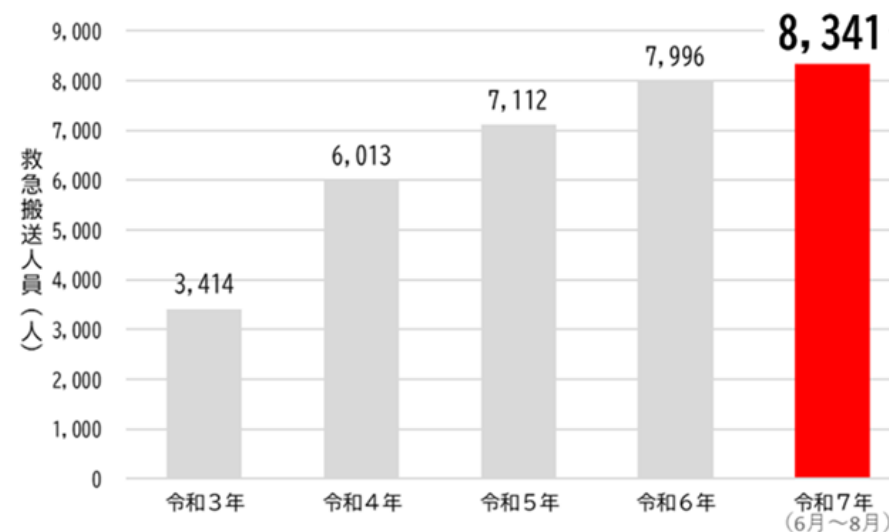
気象状況の変化

- 近年、気温の上昇などにより、夏季の熱中症のリスクが着実に高まっています。
- 令和7年6月に改正されたスポーツ基本法では、「特に気候の変動への対応に留意しつつ、スポーツの実施のための環境の整備に努めること」が条文に追加されました。



6月～9月上旬の暑さ指数(WBGT)が厳重警戒以上の日数推移※

※気象庁の府中観測所データより1日のWBGT最大値から日数を算出。6/1～9/7の100日間の統計



過去5年間の熱中症による年別救急搬送人員(各年6月～9月)

出典:東京都消防庁ホームページ 令和7年9月1日公表

地域におけるプール施設のあり方を見直す機運の高まり

- 近年、生涯スポーツや健康づくりへの意識の高まりから、通年利用できる屋内プールのニーズは堅調に推移する一方、屋外プールは多くの自治体で廃止や休止が相次いでいます。屋外が中心の学校プールは、老朽化に伴う維持管理や更新コストの負担が課題となり、安心・安全や費用対効果の観点から、公営や民間の屋内プールを利用した水泳授業に切り替え、学校プールを廃止する自治体もあります。
- また、2010年代の半ば以降、全国の自治体では高度経済成長期に整備した公共施設の老朽化問題に直面したため、施設の長寿命化、保有総量の最適化、民間活力の導入、行政財産の有効活用などの「ファシリティマネジメント」の取組が進み、浸透・定着しつつあります。
- 都内においても、プール機能の集約化や、公営プールの廃止をする自治体も出てきており、限られた財源のもとでプール施設に求められる地域の多様なニーズを満たすため、地域におけるプール施設のあり方を見直す機運が高まっています。

市内の公営プール

- 調布市内には、4つの公営プールがあり、調布市民プール(屋外)、総合体育館プール(屋内)、調和小学校プール(屋内)、都立の京王アリーナTOKYO(武蔵野の森総合スポーツプラザ(屋内))があります。
- 調和小学校では屋内プールが市民開放で一般利用されているほか、試行的に民間による水泳指導も行われています。なお、調布市民西調布体育館の機能移転に伴い、調布中学校の敷地を活用して、スポーツ施設である体育館と併設した学校施設としての屋内プールを今後整備していく予定です。



調布市内の公営プール

出典:調布市プール・水遊びマップ2025(令和7年7月 調布市)

施設概要

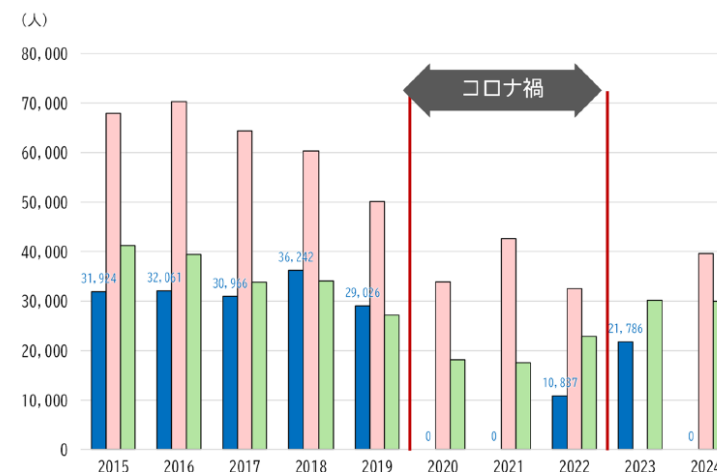
住所	染地2丁目43番地1	施設アクセス	京王多摩川駅 徒歩15分
区域区分	市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域
設置条例	調布市民体育施設条例	利用対象者	市民
財産区分	行政財産	運営形態	委託
開館時間	夏季（7月10日～9月10日）9時00分～18時30分		
利用料金	・ 市内（大人：150円，中学生：70円，小学生以下：50円） ・ 市外（大人：300円，中学生：140円，小学生以下：100円）		
提供サービス	・ プール（屋外施設）の貸出（7/10～9/10） ・ 50mプール8コース，25mプール6コース，変形プール，幼児用プール ※ プール開設期間以外（10月～5月）は，ロッカー室を体育施設（卓球・ダンス体操など）として使用可。会議室1室。		

老朽化の状況

- 1971 年開設から54 年後の現在に至るまで施設維持のため、45 回の改修工事、4回の診断調査を実施しています。
- 令和6年度に実施した劣化度調査において50m プールは、「劣化度が高く、緊急な対応が必要」と判定され、今後もプール営業を続ける場合は、全面的な改修が必要と診断されました。

利用状況

- 通年利用できる屋内プールの総合体育館プールが最も利用が多く、年間平均で年間約5 万1000 人が利用しています。
- 屋外プールで夏季営業のみの調布市民プールの利用者数は、総合体育館プールの約半分の年間約2 万7000 人です。
- 調布市民プールの利用者属性は39%が小学生の利用、4%が中学生の利用、57%が大人の利用、95%が市内利用、5%が市外利用です。



■調布市民プール □総合体育館プール ■調布小学校プール

調布市営プールの利用者数推移

調査概要

調査の目的	調布市民プールや他の公営プールについて、利用者（受益者）である市民の利用状況や満足度、意向・要望等を直接把握し、今後の調布市民プールのあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的に実施
調査対象者	16歳以上の市民 住民基本台帳から無作為抽出した市民3,061人 小・中学生 市内の公立小中学校の小学校3年生、6年生と中学校2年生の全児童・生徒計5,183人
調査方法	16歳以上の市民 郵送による配布・回収を基本としつつ、調査票の二次元コードからWEBフォームの回答も受け付け 小・中学生 各学校にWEBフォームの二次元コードを配布

回収結果

対象者	配布数 (件)	有効回答数計 (件)	有効回収率 (%)
16歳以上の市民	3,061	1,075	35%
小・中学生	5,183	2,963	57%

調査結果の概要

■公営プールの利用状況

- 居住地別の施設の利用状況をみると、各公営プールは、立地している地域の住民に多く利用されている傾向（認知度も同様の傾向）
- 市民プールは、①市内の公営プールの中で最も利用されている傾向、②小・中学生の利用においては、居住地域の偏りが少なく、全市的に利用されている傾向

■公営プールの主な利用目的

- 市民プール：「レジャー・水遊び」
- 総合体育館・調和小学校・京王アリーナTOKYO：「健康づくり」
- 小・中学生は、ほとんどの施設において、「レジャー・水遊び」を主な目的として利用

■プール施設を選ぶ際のポイント

- 「利用料金」と「通いやすさ」が重要
- 小・中学生にとっては、その公営プールが「屋外／屋内だから」という理由も一定割合あり

■公営プールに期待する役割

- 小・中学生や子育て世代：レクリエーション・水遊びの場
- 50歳以上：健康増進・体力向上の場

■市民プールや公営プールの必要性

- 存続希望：南部地域、50歳以上の意見が多い
- 廃止・統廃合希望：財政難や費用対効果を懸念する意見あり

ヒアリング概要

調査 対象

公益社団法人調布市スポーツ協会
調布市水泳連盟
NPO法人調和SHC倶楽部

ヒアリング結果の概要

- 屋外プールの利用ニーズは低下しており、熱中症リスクの高まりから屋内プールへ利用ニーズが移行している。
- 費用対効果・健康増進・スポーツ振興の観点からも屋内プールを整備することが望ましい。
- 市内の公営プールはちょうど市内の東西南北に配置されており、身近な地域におけるプール施設の配置が必要。

- 調布市民プールは、これまで夏季のレジャーや水遊び、健康づくりなどを目的に、多くの市民や子どもたちに利用され、一定の役割を果たしてきた。
- 一方、老朽化や猛暑など、屋外プール施設を取り巻く環境が大きく変化する中、市民プールのあり方検討に向け、市民プール及び市の公営プールを取り巻く課題を整理した。

市の公営プールを取り巻く課題

(1) 「屋内プール」の利用ニーズへの対応

- 熱中症リスクや気候変動リスクにより、通年利用可能な屋内プールへのニーズが高まる
- ただし、レジャー・水遊び場としての屋外プールの需要も残る

(2) 日常利用に適した、身近なプール施設の配置

- 市内の公営プールは、立地している地域の住民に多く利用される傾向
- 市内には、市民プールを含め、東西南北に公営プール施設が分散しているが、市民プールが営業中止となっている現在は、南部地域の拠点が不在

(3) 子供が楽しめる、未就学児が水遊びできる施設機能の確保

- 未就学児が水遊びできる公営プールは、市民プール(休止中)、調和小プールのみ
- 市民アンケートでは、幼児向け設備の充実を求める意見あり

市民プールの課題

(1) 熱中症リスクや気候変動リスクに対する安全・安心の確保

- 異常な猛暑や熱中症リスク、天候急変や自然災害など気候変動リスクが顕在化・深刻化
- 公共施設として利用者の安全確保が最優先

(2) 老朽化対策や維持管理コスト、公共的意義を踏まえた費用対効果

- 「市民プールは不要・廃止」とする意見もある一方、安価で気軽に利用できる価値や民間代替の限界を理由に存続希望の意見もある
- 多様な意見と公共的意義を総合的に勘案した方針の整理が必要

市民プールが有する機能の整理・検証

目的・ねらい	・市民プールのあり方を検討するに当たり、市民プールが有する機能をそれぞれ個別に整理・検証し、機能ごとに考え方を整理
検証方法	各機能について、以下の①～③の視点から定性的に検証 ①利用者ニーズ 今後も安定的に利用ニーズが期待できるか ②代替困難性 他の施設で代替が困難な機能か ③費用対効果 効果(公共的な意義・役割)に見合うか

対象とする市民プールの機能

①50mプール



8コース
水深1.3～1.5m

②25mプール



6コース
水深0.8～1.1m

③幼児用プール, 変形プール



(幼児用プール) 12㎡, 水深0～0.35m
(変形プール) 水深0.4～0.9m

	プール施設の主な機能・役割		
	レジャー・水遊び	健康づくり	競技・選手育成
①50mプール	○	○	○
②25mプール	○	○	—
③幼児用プール, 変形プール	○	—	—

検証の視点	概要	屋外プール	プール施設		
			50mプール	25mプール	幼児用プール
①利用者ニーズ	今後も安定的に利用ニーズが期待できるか	○ ・屋外での解放感, 季節感(特に子どもニーズあり) ・熱中症リスク, 紫外線による日焼け防止意識の高まり ・プール営業の不確実性	△ ・比較的泳ぎに熱心な愛好者の利用が期待できる ・水深が深く, 小学生以下は利用困難	◎ ・小学生から高齢者まで, 幅広い年代の利用が期待可能 ・自由度の高い使い方が可能	○ ・子育て世代から利用ニーズあり(市民アンケート)
②代替困難性	他の施設で代替が困難な機能か	△ ・夏季の屋外レジャーとして, 市内からアクセス可能なエリアに民間レジャープールあり	△ ・必ずしも身近ではないが, 近隣自治体含め利用可能(中学生以上対象と想定)	○ ・市内に25mプール複数あり ・特に南部地域の市民・子どもにとって貴重な身近で通える施設	○ ・市内に幼児用プールあり ・市内には他に調和小学校のみ
③費用対効果	支出に対し, 公共的な意義・役割を踏まえた成果や効果がどれだけ得られるか	△ ・サービス提供や収入が期待できる期間が限定的 ・営業収入の不確実性	△ ・利用者が限定的な割に大きな施設面積が必要 ・25mプールに比べ規模が大きく, インシャル・ランニングコストともにかかる。	◎ ・子どもを含む多世代の利用が期待でき, 50mプールに比べ費用対効果は高い	○ ・規模・水面積が小さく, トータルコストは比較的少ない

【評価】◎あり, ○どちらかといえばあり, △どちらかといえばなし, ×なし

青字: (相対的に) 肯定的な要因

赤字: (相対的に) 否定的な要因

地域バランスの検証

- 各地域における徒歩・自転車での移動可能圏内に含まれる人口の割合を算出
- 地域バランスの観点から、市民の利便性(通いやすさ)を維持・確保するためには、南部地域の市民にとって身近な公営プールがあることが望ましいと考えられる。

検証方法

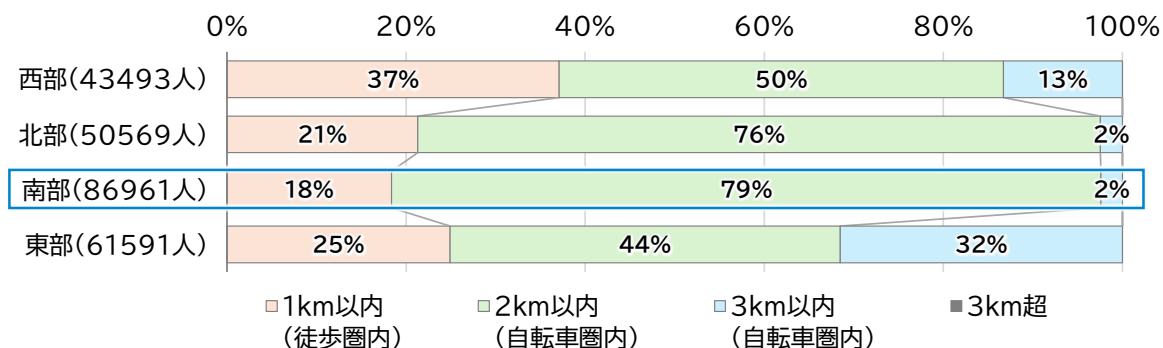
市内の西部、北部、南部、東部※1の各町丁目から市内の各公営プールまでの移動距離※2を基に、徒歩(～1km※3)と自転車(～3km※2)での移動可能圏内に含まれる各地域の人口を算出し、各地域からの通いやすさを検証します。

※1 市内の地域区分(東西南北)は、「調布市公共施設等総合管理計画(改訂版)」等を参考に設定

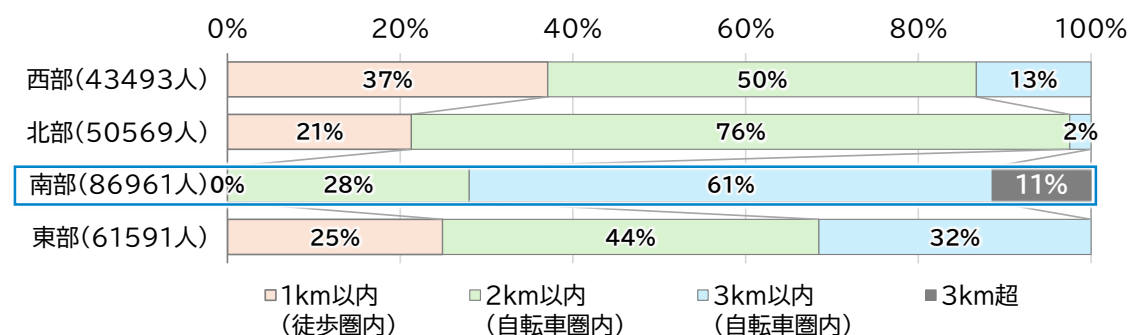
※2 移動距離は、GISに基づく徒歩で通行可能な道路を対象とした道なりの距離
(自転車も徒歩と同様の経路と仮定)

※3 徒歩と自転車の移動可能圏内の上限は、「改訂第4版大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」(国土交通省都市局 公園緑地・景観課 令和6年3月一部改訂)を参考に設定

a. 調布市民プールがある状況



b. 調布市民プールがない状況

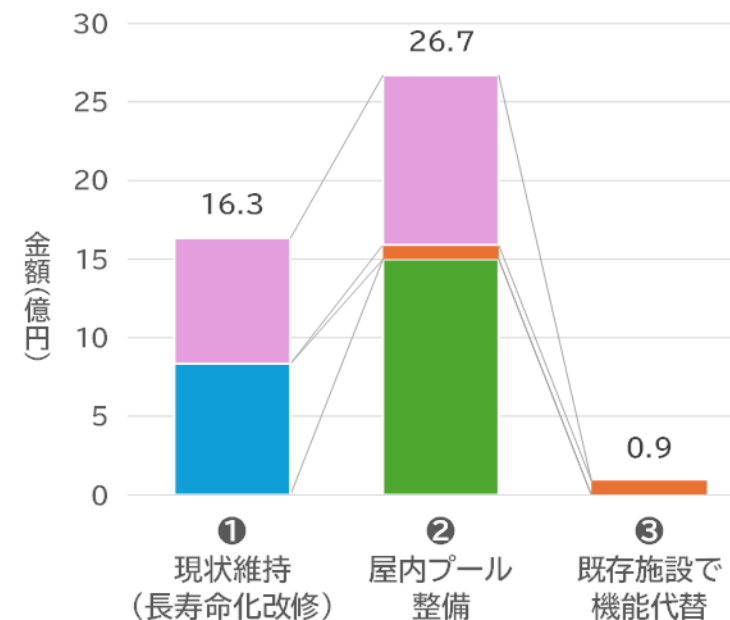
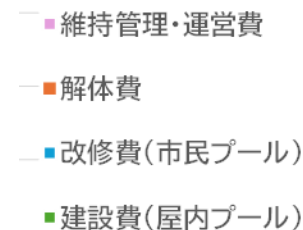


コスト見通しの整理・検証

目的・ねらい	今後想定し得るケースを対象に概算コストを算出し、市の中長期的な財政負担を整理・検証
算出期間	公共施設マネジメントの分野計画と整合を図り、令和8年度から令和28年度までの21年間とする
算出対象	建設費, 改修費, 解体費, 運営・維持管理費

<想定ケース>

想定ケース	ケースの概要
①現状維持(長寿命化改修)	・現在の位置で調布市民プールを改修して長寿命化を図り、市民利用を再開(維持存続)
②屋内プール整備	・屋内プール(25mプール, 幼児用プール)を南部地域(既存場所含む)に整備
③既存施設で機能代替	・現在の調布市民プールは解体し、既存の公営プールで機能を代替



各ケースの概算コスト算出結果(20年間)

※維持管理・運営費について、①は市民プールの条例上の営業日数(63日間)であるのに対し、②は通年営業を想定

想定ケースの比較検討

- ここまでの検討を踏まえ、下記の「評価の視点」から3つの想定ケースを総合的に比較検討

評価の視点		概要・キーワード	①現状維持(長寿命化改修)	②屋内プール整備	③既存施設で機能代替
市民の利便性		市民にとって身近で利用しやすい施設か	◎ ・ 公営プールの地域バランスの維持(市内全域で最寄りの屋内プールまで自転車アクセス可能)	◎ ・ 公営プールの地域バランスの維持(市内全域で最寄りの屋内プールまで自転車アクセス可能) ※整備に当たっては地域バランスへの配慮が必要 ・ 通年利用可能	△ ・ 公営プールの地域バランスに課題(南部の空白地域が未解消)
利用者ニーズ		市民の施設需要(ニーズ)に適合しているか	○ ・ 夏季の屋外レジャー・水遊び需要を満たす ・ 幼児の水遊びの場の確保 ・ 屋内プール需要(通年の日常利用、猛暑や急な悪天候を回避)を満たせない	◎ ・ 年間を通じて日常利用や健康増進目的の需要を満たす ・ 幼児の水遊びの場の確保 ・ 気象(暑さや悪天候等)に左右されず、計画的に利用可能 ・ 夏季の屋外レジャー・水遊び需要を満たせない	△ ・ 南部地域の市民のプール施設需要を満たせない
費用対効果		支出に対し、公共的な意義・役割を踏まえた成果や効果がどれだけ得られるか	△ ・ 利用期間、利用料収入が限定的(夏季のみ) ・ 50mプールは利用者が限定的(中学生以上) ・ 営業継続・不採算リスク(気候変動、老朽化)	○ ・ 通年で利用可能 通年で利用料収入が期待可能 ・ 将来、水泳授業での利用が想定可能(⇒学校プールの維持管理、改修・更新費の抑制) ・ ①に比べ支出が高額	○ ・ 支出は解体費用のみで、新たな財政負担を最小化 ・ 財政面以外、市民にとってのメリットがない(市民満足度低下の懸念)
関連計画	スポーツ推進	「スポーツ基本法」,「調布市スポーツ推進計画」の考えと適合しているか	△ ・ 『夏季のレジャー・水遊び』がメインであり、スポーツに親しむ機会、健康増進や体力向上の機会は限定的 ・ 「気候変動への対応に留意したスポーツ環境の整備」(スポーツ基本法改正)への対応が別途必要	◎ ・ 年間を通じてスポーツに親しむ環境を整え、市民の健康増進や体力向上の機会を確保 ・ 「気候変動への対応に留意したスポーツ環境の整備」(スポーツ基本法改正)に対応	△ ・ 南部地域の市民のスポーツに親しむ環境の低下
	公共施設マネジメント	「調布市公共施設マネジメント計画」における「総量抑制」の考えと適合しているか	△ ・ 施設数、床面積、管理運営・改修費の抑制にはならない	△ ・ 施設数、床面積、管理運営・改修費の抑制にはならない	◎ ・ 施設数、床面積、管理運営・改修費の最小化が可能

【評価】◎優れている、○どちらかといえば優れている、△どちらかといえば劣っている、×劣っている 青字：(相対的に)肯定的な要因 赤字：(相対的に)否定的な要因

①現状維持(長寿命化改修)

- 現状の市民プールを改修・長寿命化し, 屋外プールとして引き続き運営

②屋内プール整備

- 現状の市民プールは改修・長寿命化しないこととし, 屋内プールを整備
- 屋内プールの整備場所については, 地域バランスを考慮し, 今後検討

③既存施設で機能代替

- 市民プールは廃止とし, 市民プールのプール機能(50m, 25m, 幼児用, 変形)については, 市内の他プールで機能代替するものと考え, 新たなプール施設の整備は行わない。

日程	事項	主な内容(予定)
令和7年10月8日(水)	第3回市民プールのあり方に関する検討委員会	• 想定ケースについての総合評価議論
10月9日(木)～10月下旬	「市民プールのあり方に関する基本的な考え方(素案)」調整期間	• 検討委員会での議論を踏まえ、素案の作成 • 素案の各委員確認
10月31日(金)～11月30日(日)	パブリック・コメント手続	• 市民プールのあり方に関する基本的な考え方(素案)(市報・ホームページで周知)
12月上中旬	第4回市民プールのあり方に関する検討委員会	• パブコメ結果協議 • あり方に関する基本的な考え方(案)
12月下旬～令和8年1月頃	「市民プールのあり方に関する基本的な考え方」策定	• パブコメ結果公表 • あり方に関する基本的な考え方公表

※ 現時点でのスケジュールのため、今後の検討状況などによって変更となる場合がある